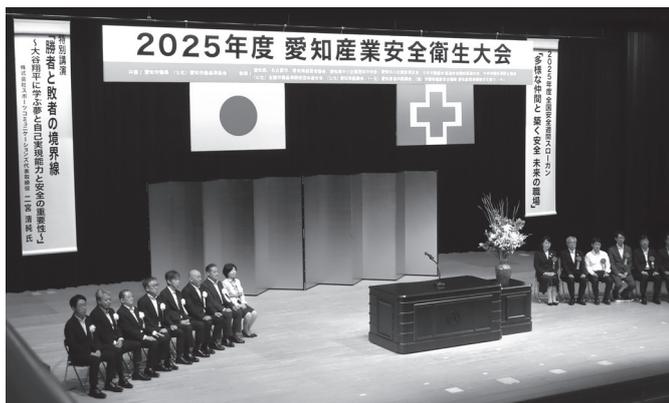




CONTENTS

1-4	・ 2025年度 愛知産業安全衛生大会		
5	・ 全国安全週間 愛知労働局長が「安全経営あいち®」に取り組んでいる工場をパトロールしました ・ 災害発生状況	9	・ 令和7年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について ・ 労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー 岡谷鋼機名古屋公会堂 4階ホール & 愛知県技術開発交流センター交流ホールにて開催
6	・ 連載 第5回(全6回) 個人事業者等の安全衛生対策について 浅井 文彦 氏 (愛知労働局 労働基準部 安全課長)	10	・ 元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応セミナーを開催 ・ 自律的な化学物質管理の進め方について (基礎編) ~実務での効果的な運用と展開事例について~を開催
7	・ 連載 第3回(全6回) 適正労働分配率から算出する賞与 西原経営事務所 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士 西原 義人 氏	11	・ 技能講習等講習会予定表
8	・ 年次有給休暇を上手に活用し働き方・休み方を見直しましょう ・ 【愛知県下労働基準協会】 令和7年度の“労働の動向を聴く”セミナー名古屋能楽堂にて開催		

2025年度 愛知産業



当協会は、愛知労働局と共催により、7月4日（金）に岡谷鋼機名古屋公会堂大ホールにおいて、約1,000名の参加を得て「2025年度愛知産業安全衛生大会」を開催しました。当日は、開会式、大会宣言のほか、愛知労働局長表彰式、愛知健康安全交流会表彰式、基調講演、愛知労働局による安全劇、健康体操、事例発表や特別講演が行われました。

1 開会式・表彰式・大会宣言

(1) 開会式



当協会の拝郷丈夫会長が開会の挨拶を行いました。

今年も7月1日から、全国安全週間が始まりました。最近の愛知県の労働災害状況を見ますと、死亡災害は減少している一方、休業4日以上の死傷者数は増加傾向にあります。

人手不足や女性、高齢者、外国人材といった多様な労働者が増え、その職種も変化しているなど、とりまく労働諸事情の変化を踏まえ、適切な安全衛生のあり方を考えて、しっかり実践していくことが重要です。

このような中、愛知労働局では、経営トップが安全衛生を経営課題として、生産性、品質などと一体的に捉え、リスクアセスメントのプロセスを通じて、企業価値の向上に繋げていく「安全経営あいち®」を推奨しており、当協会もこの理念に大いに賛同しているところです。

本大会は、全国安全週間の一環として、県内の安全衛生の関係者が一堂に会し、「誰もが、安全に、安心して、働くことができる」職場環境づくりを考え、理解を深めることを目的に、例年開催しておりますが、本年は、愛知労働局との共催で、より地域一体となった大会とし、これまで以上に、多くの皆さまに、安全衛生に対して関心を高め、理解を深める契機にさせていただきたい、との思いから、気軽に参加できるよう、参加費をいただくことなく開催することとしました。

プログラム内容も愛知労働局及び愛知健康安全交流会からの各種表彰、愛知労働局 高橋労働基準部長様の基調講演に続きまして、愛知労働局職員様による安全劇、製造現場で女性の活躍促進に取り組む日東電工様による事例発表、社会人軟式野球の強豪、オーモリグループ様による健康体操の実演、と、様々な視点から、皆さまの「ためになる」よう工夫を凝らした内容でご準備しております。

このほか、外国人労働者が増加していることも踏まえて、当協会が実施している「外国語による講習」についてのパネル紹介やメーカー様のご協力により、安全衛生保護具の展示など、昨年より規模を大きくして行なっております。

プログラムの最後は、特別公演、「勝者と敗者の境界線」と題して、スポーツジャーナリストの二宮清純様からお話をいただきます。

最後に、本日、ご参集の皆さまは、日頃から熱心に、安全衛生活動に取り組んでおられること、そのご努力に改めて、心から敬意を表し、そして、今後も愛知労働局及び当協会の取組に、一層のご協力を賜りますようお願いいたします。



次に、愛知労働局長の小林洋子氏のご挨拶いたしました。

愛知県における令和6年の労働災害の発生状況は死亡災害34人（令和5年35人2.9%減少）、死亡・休業4日以上の死傷災害8,147人

（令和5年7,817人、4.2%増加）となり、死傷年千人率も1.948と増加しています。愛知労働局策定の「第14次労働災害防止推進計画」の目標である「2027年までの早期に死亡災害について年間25人を下回りさらなる減少を目指す。死傷災害については、死傷年千人率を2022年（1.928）と比較して2027年までに減少に転ずる。」に対し、死亡災害では前年より減少したものの目標には及ばず、死傷災害についても目標達成に向けて更なる取組が必要な状況にあります。

このため、愛知労働局では同推進計画において働く方々が、安全と安心、やりがいや生きがいをこれまで以上にもてること、そして、経営トップの方には、安全衛生を単なる現場レベルの取組としてではなく、企業価値を高めるための戦略として捉えていただくことを目指しております。

リスクアセスメントでは、現場の実態を詳しく調査し、どのような危なさがあるかを整理し、一方で生産性や品質の向上といった経営課題に対しても、同じように現場の実態を調査することから始まり、これらの調査プロセスは共通なので、これらを一体化することで、安全性とその他の経営課題の改善を同時に進めることが可能であると考えます。「安全」と生産性や経済性は必ずしもトレードオフの関係ではなく、むしろそれらを統合して一体的に行うことが、経営全体の最適化に繋がると考えています。

この理念をより多くの事業者の皆様にご理解いただくため、異業種交流会等を開催するとともに「安全経営あいち賛同事業場制度」の運用をさらに進めていきます。

さて、昨年、愛知県内では熱中症による死傷災害が88人（死亡者数0人）発生し、対前年比28人増加しています。本格的な夏場を間近に控え、熱中症の増加が危惧される中、「STOP! 熱中症クールワークキャンペーン」を5月から展開しており、7月を重点取組期間として、暑さ指数に応じたこまめな休憩や水分補給などの管理対策を進めています。

本日、この後、表彰式で厚生労働大臣表彰の披露、愛知労働局長表彰の授与をさせていただきます。受賞者皆様の不断の努力が他の事業場の模範につながり、愛知県内の事業場の安全衛生水準の向上発展に貢献いただいていることに心より敬意を表します。

安全衛生大会

<日 時> 2025年7月4日(金)
12時30分～16時20分
<場 所> 岡谷鋼機名古屋公会堂
大ホール
<参加者> 1,000名

最後に、今後も愛知労働局の取組に一層のご理解・ご協力を賜りますことと、皆様の事業場における安全衛生管理の向上、本日までご参集の皆様方の益々の御健勝とご活躍を心より祈念いたします。

(2) 表彰式 <愛知労働局>

愛知労働局により、安全衛生に係る優良事業場等の表彰式が行われました。



<厚生労働大臣賞>

まず、厚生労働大臣奨励賞（安全衛生に関する水準が優秀で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、トヨタ自動車株式会社 飛鳥物流センターです。本表彰式にて、代理で愛知労働局長から表彰状が授与されました。

<愛知労働局長賞>

次に、愛知労働局長優良賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が特に良好で他の模範であると認められる事業場又は企業）は、株式会社FTS 本社・本社工場が受賞しました。

また、同奨励賞（地域の中で、安全衛生に関する水準が良好で改善のための取組が他の模範と認められる事業場又は企業）は、共立マテリアル株式会社、社会福祉法人西春日井福祉会、株式会社ジェイテクトグライディングツール、日本軽金属株式会社名古屋工場、株式会社服部商会、株式会社ジェイテクトギヤシステム 瀬戸工場、ヤマザキマザック株式会社 本社・大口製作所が受賞しました。

同じく、同功績賞（地域の中で、地域、団体又は関係事業場における安全衛生活動において指導的立場にあり、当該地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人）は、加藤宗博氏（ぎっこファミリークリニック 院長）が受賞しました。

同じく、同安全衛生推進賞（地域の中で、長年にわたり安全衛生関係の業務に従事し、地域、団体又は関係事業場の安全衛生水準の向上発展に多大な貢献をした個人）は、竹内宏氏（豊田安全衛生マネジメント株式会社 前代表取締役社長）が受賞しました。

(3) 表彰式 <愛知健康安全交流会>

愛知健康安全交流会の活性化の一環として、会員事業場の中から、安全健康活動に顕著で他の模範となる事業場および個人を表彰し、会員事業場の安全健康水準の向上と発展に寄与することを目的としています。

次の方々が、受賞しました。

優良賞（事業場）

- ・日本車輛製造株式会社 豊川製作所

功労賞（個人）

- ・中尾 賢一氏（フタバ産業株式会社 総務・人事本部長）



写真左から日本車輛製造(株)豊川製作所様、中尾賢一様

(4) 大会宣言

伊村 隆博（当協会副会長）が以下の大会宣言（案）を朗読し、満場一致で採択されました。



2025年度愛知産業安全衛生大会 大会宣言

愛知県の2024年の労働災害は、死亡者数は34名と、前年から1名減少した。しかし、休業4日以上死傷者数は8,147名と5年連続で増加した。

労働災害は、製造業・商業で多く発生しており、死亡災害・重篤災害を含むすべての災害の根絶には、今なお我々の前には課題が残っている。

このような状況下、第14次労働災害防止推進計画が3年度目を迎えた中、死傷者数の増加に歯止めをかけ、「死亡者数25人未満」の早期達成を図りたい。

それには、現場の安全を確保しつつ、生産性向上につなげる「安全経営あいち®」の理念を広く普及させ、自律的で前向きな安全衛生管理活動を促進していくことが必要と考える。

近年は、職場においても女性、高齢者、外国人労働者など、多様な人々が共に働く時代となっている。加えて、デジタル技術の進展や、気候変動による猛暑など、職場の安全衛生に影響を与える要素も複雑化している。

このような時代において、すべての働く人が安心して力を発揮できる環境を整備することは、企業の持続可能な成長を支える基盤であると同時に、社会全体の安定と発展に直結することは、誰もが理解するところである。そのため、労使が一体となって、安全衛生活動を着実に推進していかなければならない。

本年度の全国安全週間スローガン「多様な仲間と 築く安全 未来の職場」は、多様化、デジタル化が進むなかでも「すべての働く人の命と健康を守る」という安全衛生の原点を再確認するメッセージといえる。安心、安全はみんなで作るもの、一人ひとりが「自分ごと」として安全と健康を考え、互いに支え合いながら、安全文化を育んでいくことが重要である。

本大会を契機に、労使が心をつなげ、「安全・健康・安心」の職場づくりを推進することを誓い、2025年度愛知産業安全衛生大会参加者の総意により、ここに宣言する。

2025年7月4日

2025年度愛知産業安全衛生大会

2 基調講演

愛知労働局労働基準部長の高橋嘉寿満氏より、「労働安全衛生行政の動向について」と題して、講演をいただきました。最初に、労働災害の発生状況等として、死傷災害、つまり死亡災害と休業4日以上災害の合計は、残念ながら増加傾向にあり、令和6年8,147人で平成27年と比較して約3割の増加となっています。死亡災害について



は、減少傾向にありますが、令和6年では34人の尊い命が失われています。このように、令和6年の結果を見ますと、死傷災害は過去10年で最多、死亡災害は過去10年で2番目に少ない結果となり、このような結果となった理由のひとつは、管内各事業場の皆さまがリスクアセスメントに取り組み、死亡などの重篤災害を優先して防止いただいた成果であると理解しており今後、更なるリスク管理の普及が必要とされるところで

です。業務上疾病の発生状況については、令和6年の新型コロナウイルス感染症を除いた業務上疾病の発生件数の総数は532件であり、昨年と比較すると、85件も急増し、過去最大の発生件数となっています。過去からの流れを見ますと、業務上疾病件数が最も少なかった平成27年の305件以降、増減を繰り返しつつではあるものの、中長期的には増加基調が見られており、9年間で75%弱も増加している状況となっています。

このうち、災害性腰痛と熱中症で約75%を占めており、これらの対策が望まれます。災害性腰痛は、転倒、転落等による腰のけがや、腰に負担の掛かる突発的な力が必要となる作業によって、腰痛を発症させたもの等ではありますが、一人作業で腰を曲げる作業を控える等、あらかじめ作業計画や作業方法等を事業場で検討をしていただくことも重要で、リスクアセスメント等を通じて、作業内容の確認を行い、必要に応じて作業方法等を変更していただくこと等、労働局としても災害性腰痛防止について、周知を行ってまいります。

熱中症については、令和6年は、酷暑の影響により、88件も発生し、過去最大の発生件数となっています。労働局においては、今年も5月から「熱中症クールワークキャンペーン」を実施期間に併せて、熱中症対策の集中的な取り組みをしているところ、5月には、本格的な暑さを迎える前に「労働局長による熱中症予防パトロール」を実施しています。熱中症発生件数は、3年連続で増加傾向にありますが、令和3年以降は、熱中症による死亡災害は発生しておりません。新たな熱中症対策義務化への省令改正に基づき、対策の適正化に向けた取組をお願いいたします。

次に、令和5年度より令和9年度までの5年を期間とした、愛知労働局版第14次労働災害防止推進計画については、重篤な労働災害の防止、第三次産業対策、総合的な健康対策が柱となり、重篤な労働災害の防止については、リスクアセスメントの普及促進、製造業のはさまれ・巻き込まれ災害防止等及び建設業の墜落・転落災害防止としています。これらのアウトプット指標は、「安全経営あいち賛同事業場」2000事業場以上とし、アウトカム指標は、「死亡災害 早期に25人を下回る・死傷災害 増加傾向に歯止めをかけ、死傷年千人率を減少に転ずる。」としています。

ここで、あらためて「安全経営あいち®」について少し触れさせていただきますが、リスクアセスメントは、事業に

伴って発生する作業にどのような危なさがあるかを整理していくもので、それを進めていく過程で、作業者の行っている作業、現場の実態を調査していく必要があります。一方で、品質を改善したい、働き方を見直したいといった経営課題に対応しようと思ったときも、同じように現場の実態を調査することから始まることから、これらの調査プロセスを一体にさせることが可能で、さらには、それらの経営課題を同時に向上させることも可能と考えており、「安全」は生産性や経済性と必ずしもトレードオフの関係にはないということです。ともに向上していくのではないかとというのが、「安全経営あいち®」の理念です。

リスクアセスメントの普及促進を図るため、愛知労働局では出前講座を実施し、また、安全経営あいち賛同事業場制度を推進しています。労働災害を減らすには、いかに自主的な安全衛生管理活動を行うか、言い換えれば「安全経営あいち®」の理念に賛同していただける事業場を増やしていくのが大きな課題と考えており、「安全経営あいち®」の「拡張・深化・定着」を掲げ、さらなる取組を行ってまいります。

次に、愛知労働局が取り組んでいる異業種交流について、説明します。異業種交流は、例えばものを運ぶに関しても、製造業、社会福祉施設など業種、業態で達成の仕方や考え方が異なりますので、業種を越えて、広く改善事例から新たな気づきを得て、新しいアイデアにつなげていくことを異業種交流を通じて、事例紹介するなどして、取り組んでいきます。

最後に、愛知労働局では、皆様の協力をいただきながら、各種イベントを行い、「安全経営あいち®」の理念の普及に邁進しています。安全衛生行政のスタッフも、会社での安全衛生スタッフの皆さまも、ともに労働災害を少しでも減らしたいという同じ志をもった仲間ですので、官民の垣根を越えて、情報交換をし、共にワンチームで歩んでいけたらと思います。

3 労働劇

あいち安全経営本舗（愛知労働局 安全衛生担当職員）により、「人材に頼らない仕組み作り～在庫はどこ？管理は誰？～」と題して、異業種交流安全劇が行われました。



整理整頓がされていない商業施設のバックヤードを例に顧客サービスの観点から損失が生じていることを問題提起し、作業把握から整理整頓、標準化により、多様な人材活用へ改善を進め、安全、生産性、品質等が一体であることの考え方（＝「安全経営あいち®」）が分かりやすく演じられました。

4 健康体操の紹介

オーモリグループ 株式会社EVANESS「カロリートレードジャパン」のトレーナー宮坂和杜氏により、「いきいき健康体操」と題して、職場で簡単に取り組める腰痛や肩こり予防に効果的なストレッチや軽運動をご紹介しました。実演は大森石油株式会社 軟式野球部員の方々のご協力を得て、職場の限られたスペースでも取り組み、日々の業務の合間に無理なくできる健康づくりのヒントが紹介されました。



5 事例発表

日東電工株式会社 基盤機能材料事業部門 管理統括本部 人事総務部 教育課長 野中亜紀子氏により、「女性も輝く製造業～いきいきラインの立ち上げ～」と題して、事例発表がありました。



日東電工株式会社 豊橋事業所では、多様な人材が生き生きとやりがいをもって働く環境を目指す中、化学系の中でも工業用の素材メーカーである当事業所は女性比率が低いことから、製造ラインを検討し、意識改革には最も古い工場を対象に「いきいきライン」を立ち上げることにしました。立ち上げ準備では、環境にやさしい粘着テープを開発し、有機溶剤を使用しないことにより、作業者の負担が減り、女性も作業可能になりました。ハード面では、運搬エレベータや台車を活用し、明るくコミュニケーションが上がる仕切り構造を採用しました。ソフト面では、座学・ロールプレイのハラスメント教育や新入社員・先輩女性社員メンター双方に利するメンター制度に取り組みました。更には、配属された女性の意見を取り入れた身体への負担軽減、先輩女性のサポートや夜勤の安全対策の改善を講じ、また、意識改革のための講演会、座談会を通じ、職場環境改善提案へ繋げました。

当事業場では、事業戦略とリンクした取組（環境対応品開発×多様な人材の活用）と経営理念を体現した取組を推進しています。

6 特別講演

株式会社スポーツコミュニケーションズ代表取締役 二宮清純氏により、「勝者と敗者の境界線～大谷翔平に学ぶ夢と自己実現能力と安全の重要性～」と題して、アスリートや関係者のエピソードを交えて、大変参考になるお話がありました。スポーツの現場から導き出された数々のメッセージは、私たちの「安全」と「行動」に深く繋がるものでした。

展 示

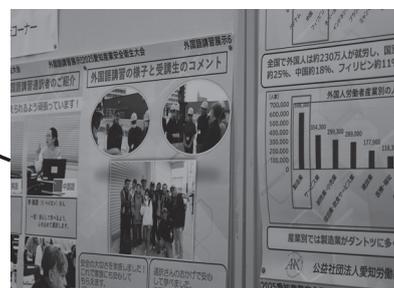
大会当日、会場内の特設会場では、安全衛生保護具や安全衛生に関する書籍、また当協会が実施している外国語による技能講習に関する展示も同時に開催し、実際に保護具や書籍を手に取り、展示担当者に質問する姿など、多くの方が熱心に見回っており、関心の高さがうかがえました。



安全衛生保護具の展示



当協会が実施する
外国語による技能講習案内



全国安全週間 愛知労働局長が「安全経営あいち®」に取り組んでいる工場をパトロールしました

愛知労働局は、令和7年度第98回全国安全週間（7月1日～7日）にあたって、7月2日に三井化学株式会社名古屋工場（名古屋市南区）において、より多くの事業場が安全週間の趣旨を理解されるようにパトロールしました。

今回のパトロールでは、最初に、愛知労働局長 小林 洋子 氏が自ら、VR災害体験機による高所からの墜落やはさまれ災害体験機による手指のはさまれを疑似体験することで、労働災害防止の意識を高める教育手法を確認しました。続いて、荷主の取組として、荷卸し上屋にリトラクタ式墜落阻止器具を常設し、トラック運転者がタンクローリー車天端から墜落することを防止する対策を確認しました。屋外でのフォークリフト運転者の熱中症予防対策として、防爆対策に留意し、フォークリフトにミスト発生装置を設置して、運転席周辺の雰囲気温度の低減措置を確認しました。



3DVR災害体験機の体験



はさまれ災害体験機の体験



タンクローリー上の墜落防止対策



運転席 ミスト発生装置の状況

パトロールの最後に、小林局長から、「災害体験機による安全教育、屋外フォークリフト作業の熱中症予防対策、荷主の立場での墜落防止対策の効果は大きいと考えます。

愛知労働局では、「安全経営あいち®」を推進し、安全管理を経営課題ととらえ、生産性、品質、環境などの他の経営課題の管理と一体的に行う考え方を広めています。これらの管理では、現場の実態把握が共通のプロセスとして重要であり、第一線の方の声を共有することが第一歩です。他の事業場においても積極的に一層取り組んでいただけるようお願いいたします。」とお話がありました。



志岐工場長と小林局長

災害発生状況

愛知労働局

愛知県の全産業死亡災害一覧（令和7年7月7日現在）

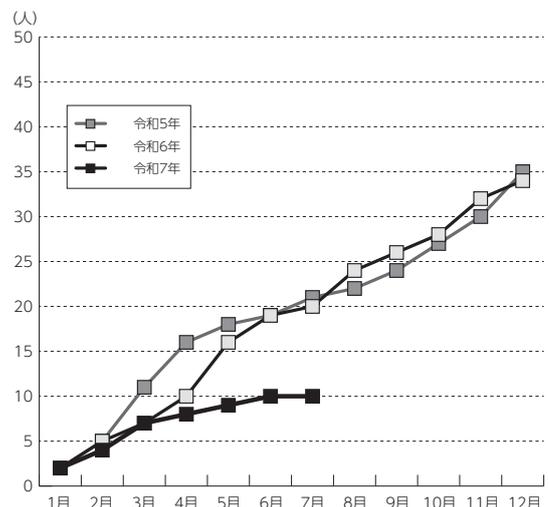
発生日時	事故の型/起因物	災害発生状況・原因			
R7.2.4. 16:15	もつれ等 起因物なし	会社倉庫の駐車場においてアスファルトを歩いた際、誤って足がもつれ滑って転倒し、後頭部をアスファルトで打撲。			
	事業場規模 10～29名	業種 道路貨物運送業	60代 貨物自動車運転手	経験 0年	
R7.2.6. 12:00	交通事故（道路） 乗用車、バス、バイク	農作物を自動車で運送している途中で、停止していたトラックに気づかず追突し、死亡したものの。			
	事業場規模 9名以下	業種 農業	50代	経験 年	
R7.6.23. 13:25	感電 電力設備	工場内の電気系統の点検作業において、異常が認められた引込盤の清掃作業を行っていたところ、当該引込盤の下に設置された別の操作盤に触れたことにより感電し被災したものの。			
	事業場規模 500～999名	業種 パルプ・紙・紙加工品製造業	30代 作業員・技能者	経験 13年	

愛知労働局管内死亡災害発生状況（令和7年7月7日現在の速報値）

令和7年発生分 ※（ ）内は交通事故による死亡者数で内数である。

業種	年別	令和7年発生分		
		令和7年速報値	令和6年同時期 (速報値)	令和6年確定値
製造業		5	4	8 (1)
食品製造業				1
化学工業		1		
鉄鋼・非鉄金属		1		
金属製品			1	1
一般・電気・輸送用		1	1	3 (1)
その他		2	2	3
建設業		1	5	9 (2)
土木工事業		1		2 (1)
建築工事業			3	3
その他			2	4 (1)
陸上貨物運送事業		1	1	3 (1)
商業		1 (1)	4 (3)	9 (6)
卸売業				1
小売業		1 (1)	3 (2)	7 (5)
その他			1 (1)	1 (1)
清掃・と畜業			1	2
上記以外の事業		2 (1)	1	3 (1)
合計		10 (2)	16 (3)	34 (11)

月別死亡災害発生状況積算グラフ



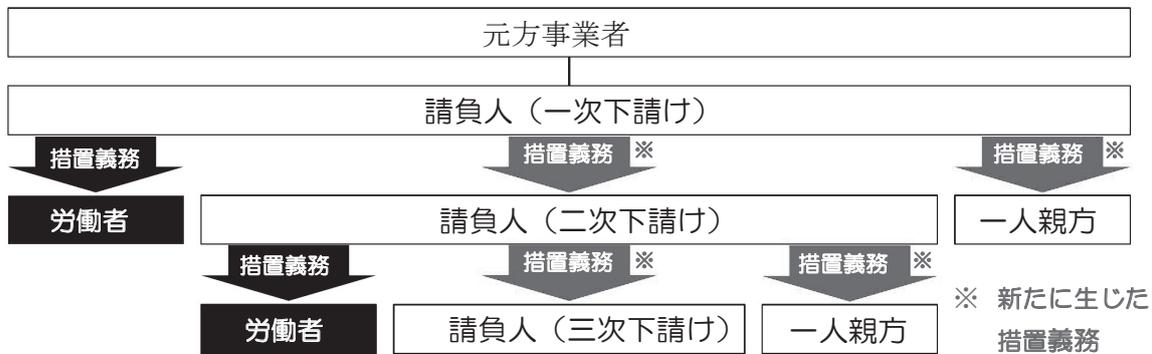
愛知労働基準協会及び会員の皆様方には、日頃より労働行政、特に労働災害防止にご尽力いただいていることに感謝申し上げます。今回は、「個人事業者等の安全衛生対策」をテーマとさせていただきます。

令和7年4月1日から、危険箇所等において事業者が行う退避や立入禁止等の措置を、同じ作業場所にいる労働者以外の者(一人親方や他社の労働者、資材搬入業者・警備員など、契約関係は問わない)も措置の対象とすることが義務付けられています。

具体的な措置は次のとおりです。

- ◎ 危険が発生するおそれのある場所に立ち入ることの禁止
- ◎ 危険が発生するおそれのある箇所(車両の荷台など)に搭乗することの禁止
- ◎ 事故発生時の退避
- ◎ 退避に関する退避用器具等の備え付け、訓練の実施
- ◎ 火気使用の禁止
- ◎ 悪天候時の作業禁止
- ◎ 危険箇所等で例外的に作業をする際に保護具等を使用する必要があることの周知

重層請負の場合の措置義務者



労働安全衛生法第20条、第21条及び第25条、第25条の2に関して定められている以下の4つの省令で、作業場所に起因する危険性に対処するもの(退避、危険箇所への立入禁止等、火気使用禁止、悪天候時の作業禁止)について事業者が実施する措置が対象です。

- ・労働安全衛生規則・ボイラー及び圧力容器安全規則
- ・クレーン等安全規則・ゴンドラ安全規則

また、令和7年5月14日に「労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律」が公布され、個人事業者等の安全衛生対策がさらに推進されます。具体的な措置は以下のとおりです。

- (1) 注文時の施行方法や工期などに対する配慮規定について、建設工事以外の注文者にも広く適用されることを明確にしたこと。**(令和7年5月14日施行)**
- (2) (特定)元方事業者が混在作業場所において、労働者の災害防止のために講ずべき必要な指導や連絡調整等の措置について、個人事業者等を含む作業従事者に拡大されたこと。また、政令で定められた機械等または建築物を個人事業者等に貸与する場合にも災害防止のための措置を講ずること。**(令和8年4月1日施行)**
- (3) 個人事業者等の業務上災害が発生した場合には、災害発生状況などについて、報告制度が創設されます。なお、報告主体、報告事項などの詳細は、今後示されます。**(令和9年1月1日施行)**
- (4) 個人事業者等自身に対して、労働者と同一の場所において作業を行う場合に、①構造規格や安全装置を具備しない機械などの使用の禁止、②特定の機械などに対する定期自主検査の実施、③危険・有害な業務に就く際の安全衛生教育の受講などを義務付けること。**(令和9年4月1日施行)**
- (5) 作業場所管理事業者に対して、その管理する場所において、自社または請負人の作業従事者のいずれかが、危険・有害な業務を行う場合に、災害防止の観点から作業間の連絡調整等の必要な措置を講ずることが義務付けられたこと。**(令和9年4月1日施行)**

以上のとおり、個人事業者等の安全衛生対策は強化されつつあります。施行日が異なりますが、早めに対策を検討し実施できるように準備を進めていただくようお願い申し上げます。

前回、適正労働分配率における持続的な賃上げについてお話ししました。賃上げは、一度その賃金水準に達すると、下げることが非常に困難なため企業の決断は慎重を要します。しかし、そのおかげで従業員の生活は安定し、明日からの仕事への励みになります。企業としては、こうした人的パワーを維持継続するため、成果を適正労働分配率の範囲内で労働へ、また適正資本分配率の範囲内で資本へ配分します。

その成果配分で重要な役割を担うのが賞与です。外部環境に常にさらされている企業経営は、人件費がいつも適正労働分配率範囲内でおさまるとは限りません。何らかの変動的な機能を持つ仕組みも持っていないと、変化の多い環境は乗り越えられません。日本では、賞与は月例給与の〇ヶ月と表現することが慣例となっており、賞与を固定的にとらえる傾向があります。確かに、賞与には賃金後払い的な性質があることは否めません。だからといって、人件費全体を硬直的にとらえてしまうのは、企業経営にとってリスクが大きすぎます。企業の安定成長、従業員の生活安定・向上を目指すには、労使が納得できる柔軟かつ公正な賞与配分ルールが欠かせないのです。



業績（変動的）賞与の算出

言うまでもなく、賞与原資の源泉は付加価値額です。適正労働分配率を前提とした賞与総額原資を計算式で表すと次のようになります。

$$\text{賞与総額原資} = \text{賞与算定期間付加価値額} \times \text{適正労働分配率} - \text{賞与算定期間既払給与総額}$$

この賞与原資総額に変動的な要素を持たせると次のようになります。

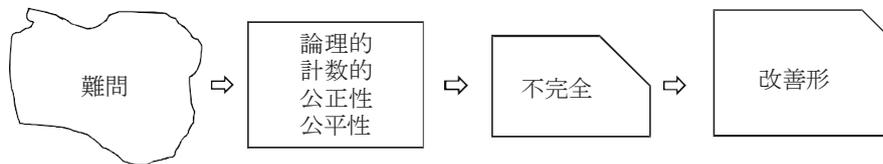
$$\text{賞与総額原資} = \text{基本（固定的）賞与} + \text{業績（変動的）賞与}$$

基本（固定的）賞与は、前述したとおり、「賞与は月例給与の〇ヶ月」に該当する部分で、従業員の生活の一部として費消されるもの（生命保険料や住宅ローン返済など）に相当し、企業業績が著しく悪化しない限り、支払うことが義務となっている賞与です。したがって、計算式の「賞与算定期間既払給与総額」と同等に認識する必要があり、総額人件費管理の予算内に組み込んでおく必要があります。人事評価の反映は、「能力評価」、「情意評価」などの定性的評価要素が考えられます。主に夏冬賞与として支給されます。

業績（変動的）賞与は、目標としている付加価値額が増加すれば、増額支給され、目標未達なら減額もしくはゼロとなります。人事評価の反映は、「成績評価」などの定量的評価要素が考えられます。

$$\begin{aligned} \text{業績（変動的）賞与原資} &= \text{賞与総額原資} - \text{基本（固定的）賞与} \\ &= \{ \text{賞与算定期間付加価値額} \times \text{適正労働分配率} \} - \{ \text{賞与算定期間既払給与総額} + \text{基本（固定的）賞与} \} \end{aligned}$$

業績（変動的）賞与の配分は、付加価値額とその貢献度との関係が難しく、部門なり個人なりの貢献度を単純に数値化できない場合があります。組織はタテヨコ、時系列に有機的につながっており、どこまでがその部門、個人の貢献なのかははっきりしないことがあります。成果配分に真剣に取り組んだことがある方なら大きな難問のひとつであることはお分かりだと思います。しかし、難問だからできないでは、進歩はありません。論理的、計数的、公正性、公平性で労使納得できる貢献度の算定を模索し、実行し、改善（PDCA サイクル）することが重要だと思います。どんな制度もそうですが、最初から完璧を目指すとは挫折することが多いので、不完全を整備して改良していくスタンスが必要です。余談ですが、制度は生き物と同じで、世話をしなないと死んでしまいます。代表的なのが社内諸規程。世話をしていない諸規程は、役に立たないどころか思わぬところで企業のダメージになることもあります。



ルールの共有は重要

前回、持続的な賃上げでも申し上げましたが、賞与のルールも労使で共有することが重要です。付加価値の配分は、労使の利害が相反する側面があるため、双方の納得を要します。毎回の賞与支給で、経営側が従業員に支給となる背景などを説明し、賞与を受け取った従業員側は、その意見を経営側に伝え、経営側は制度の改善、さらなる説明を繰り返すことで双方の信頼関係はより一層高まると思います。

今回までで総額人件費管理のためのポイントをいくつかご説明しました。次回からは総額人件費管理から離れて、最近の賃金制度の話題に触れていこうと思います。



西原経営事務所 所長 中小企業診断士・特定社会保険労務士 にしはら よしひと
西原 義人

金融機関、(株)東海総合研究所を経て、平成5年独立開業。社会保険労務士、中小企業診断士業務を開始。事業運営、賃金管理を中心に、東海各県にて多くの事業場への顧問活動、幅広い講演活動、企業研修を行う他、中小企業経営支援に関する国の事業のアドバイザー等を歴任。

年次有給休暇の計画的付与制度を導入しましょう。

働き方・休み方の改善をこれからも継続的に行うためには、計画的な業務運営や休暇の分散化にも資する年次有給休暇の計画的付与制度（※1）や、労働者の様々な事情に応じた柔軟な働き方・休み方に資する時間単位の年次有給休暇（※2）の活用が効果的です。

労使一体となって年次有給休暇を上手に活用するために、導入をご検討ください。

詳しくは、「年次有給休暇取得促進特設サイト」をご覧ください。ただか、愛知労働局雇用環境・均等部 指導課（電話052-857-0312）にお問い合わせください。

また、「愛知働き方改革推進支援センター」もご利用ください。

●「年次有給休暇の計画的付与制度」を導入しましょう。
●年次有給休暇付与計画表による個人別付与方式を活用すれば休暇の分散化にもつながります。

厚生労働省 | 都道府県労働局 | 労働基準監督署

■年次有給休暇取得促進特設サイト
<https://work-holiday.mhlw.go.jp/kyuuka-sokushin/>



■愛知働き方改革推進支援センター
<https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/aichi/>



(※1) 年次有給休暇の付与日数のうち、5日を除いた残りの日数については、労使協定を締結すれば、計画的に取得日を割り振ることができる制度です。
(※2) 年次有給休暇の付与は原則1日単位ですが、労使協定を締結すれば年5日の範囲内で時間単位の取得が可能となります。

【愛知県下労働基準協会】令和7年度の“労働の動向を聴く”セミナー名古屋能楽堂にて開催

さる6月16日、愛知県下各労働基準協会は名古屋能楽堂（名古屋市中区三の丸）において、「令和7年度の“労働の動向を聴く”セミナー」を開催しました。当日の会場参加と後日配信のインターネット受講を併せて約350名が参加しました。

セミナーでは、はじめに名北労働基準協会 西村会長（住友理工(株)特別顧問）、名古屋北労働基準監督署 橋本署長が開会挨拶を行いました。

続いて、「第1部 令和7年度の労働基準行政の重点対策」として名古屋北労働基準監督署の各担当者より次の説明を行いました。

▽久野副署長 「監督業務の重点課題」

(1)最低賃金の引き上げに取り組む中小企業等支援、(2)長時間労働の是正、(3)総合的なハラスメントの防止、(4)仕事と育児・介護の両立支援

▽日下部副署長 「労働保険制度」

(1)労働保険の電子申請（アドバイザー事業ほか）、(2)労災請求の状況、(3)脳・心臓疾患の労災認定、(4)精神障害の労災認定ほか

▽棚橋安全衛生課長 「労働災害の防止」

(1)令和7年度全国安全週間、(2)労働災害発生状況、(3)安全衛生に関するトピックス、(4)安全経営あいち®ほか



西村会長



橋本署長



名古屋能楽堂



久野副署長



日下部副署長



棚橋安全衛生課長

次に、「第2部 令和7年度の労働法の動向」として宮澤俊夫法律事務所 宮澤俊夫弁護士が次の解説を行いました。

(1)特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）制定、(2)副業・兼業、(3)フリーランス法により求められる企業の義務

以上をもって盛況のうちにセミナーは終了しました。



宮澤弁護士

令和7年度「安全優良職長厚生労働大臣顕彰候補者（製造業等）」の募集について

同顕彰は、厚生労働省が、毎年、一定の技能と経験を有し、担当する現場または部署が優良な安全成績をあげた職長、班長等、労働者を直接指揮する方（職長等）を顕彰することで、安全意識の高い職長等の企業内外における評価を高めるとともに、当該職長等を核とした労働者全体の安全意識の高揚を図り、もって我が国産業の安全水準の向上を図ることを目的としています。

当協会は、同顕彰に係る一次審査団体として、最大2名の候補者の方を推薦することができます。所属する職長等の推薦を希望される事業場は、ぜひご応募いただきますようお願いいたします。応募の手順など詳細は当協会ホームページ (https://www.airouki.or.jp/news/cat26/post_60.html) または右の二次元コードよりご確認ください。(応募期日:9月4日(木))



労働法の基礎を分かりやすく学ぶ無料セミナー

岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホール&愛知県技術開発交流センター交流ホールにて開催

当協会は、6月27日(金)、岡谷鋼機名古屋公会堂4階ホールにおいて、県下14の地区労働基準協会と共催により無料セミナーを開催し、企業の労務担当者等が約200名受講されました。

本無料セミナーは、職場の労働トラブルを解決・防止するために、2021年度から続いて、本年度は昨年度と同様に労働基準法、労働安全衛生法及び労働保険に関する労働実務基礎講座として、動画、労働クイズ、労働小話等を交えて、また、途中でリフレッシュ体操を入れて、分かりやすく解説しました。

本年度も豊富な上映スライドのテキスト冊子に加えて、職場に戻ってからも実務に役立つ教本（労務管理の早わかり）を配付し、好評を得ています。

セミナーの冒頭には、ご後援をいただいている愛知労働局労働基準部長 高橋 嘉寿満 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、①最低賃金・賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策、②業務改善助成金の活用、③規則改正を踏まえた職場における熱中症対策の強化、④安全経営あいち®の推進について説明などがありました。



高橋労働基準部長

同様に、7月9日(水)、愛知県技術開発交流センター交流ホール(刈谷市)において開催しました。セミナーの冒頭には、愛知労働局刈谷労働基準監督署長 相部明浩 氏より、ご挨拶をいただき、最近の労働基準行政の動向として、監督指導結果等による遵法状況、労働災害発生状況や労災補償状況等について説明などがありました。



相部署長

各セミナー会場では、ご挨拶の後、各講師より次の内容で講演が行われました。

◆労働トラブル発生時の企業責任と労働基準協会の活動内容

講師：一般社団法人名北労働基準協会 副会長・専務理事 市之瀬 高司 氏

◆労働安全衛生法の概要と労働保険制度の概要

講師：一般社団法人名北労働基準協会

理事・事務局長 ホワイト企業推進本部長 石田 和彦 氏

◆労働基準法の概要

講師：市之瀬 高司 氏

◆今後の労務・安全衛生管理に向けて

講師：市之瀬 高司 氏



講師 市之瀬 氏



名古屋会場の様子



刈谷会場の様子



講師 石田 氏

本セミナーは、本年度10回の開催を計画し、次回は8月4日(月)、豊田商工会議所(201・202・203会議室)にて開催され、毎年8月"労働基準協会労働相談業務周知月間"にあわせて、臨時の出張労働相談室を設けます。以降は、9月16日(半田市)、10月16日(一宮市)、11月6日(岡崎市)、11月21日(豊川市)、12月3日(西尾市)、来年2月予定(尾張旭・瀬戸地域)、同3月(名古屋市)で開催されます。

元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応セミナーを開催

当協会は、7月14日（月）、ウインクあいち（愛知県産業労働センター／名古屋市中村区）1301特別会議室において、元労働基準監督官による「元労働基準監督官が詳解する臨検監督への対応」セミナーを開催し、企業の労務担当者や管理者等約70名が受講されました。

講義は、元労働基準監督官で、現在は、「明るい職場応援事務所」所長の近藤慎次郎氏（社会保険労務士・労働衛生コンサルタント）により、行われました。

第1部では、労働基準監督署の役割・組織、労働基準監督官の業務・権限や行政指導の手法等に触れて、臨検監督の意味について解説がありました。

第2部では、臨検監督時の基本的な調査内容のほか、行政が企業の基本情報を確認する意義、企業が関係法令を遵守する上で労働条件や労働安全衛生の管理ポイントについて、分かりやすく解説がありました。

最後に、あらためて労働基準監督官の臨検監督の目的は、「事業者が労働基準法を遵守すること」とし、基本理念（労働基準法の総則）の重要性について言及されました。



講師 近藤氏



受講の様子

自律的な化学物質管理の進め方について(基礎編) ～実務での効果的な運用と展開事例について～を開催

愛知健康安全交流会

当協会の愛知健康安全交流会は、7月15日（火）、岡谷鋼機名古屋公会堂 4階第7集会室（名古屋市昭和区）において、会場参加（WEB同時配信）により「自律的な化学物質管理の進め方について（基礎編）～実務での効果的な運用と展開事例について～」を開催し、企業の安全衛生担当者や管理者等約580名が受講されました。

最初に、講師の労働安全衛生コンサルタント 宮崎 剛匡氏（宮崎労働安全衛生コンサルタント事務所 代表）より、①「“自律的安全管理”化学物質も全体のひとつとして進める」、②「重点は“危険源と作業の関わりを調べてマネジメント”すること」と題して、化学物質管理の基本的な流れや自律的安全管理の中核となるリスクアセスメントの具体的な進め方として、クリエイティブシンプルやコントロールバンディングの紹介など、わかりやすく解説がありました。

続いて、講師の西尾労働基準協会 専務理事 柵木 清孝氏により、「重点は“危険源と作業の関わりを調べてマネジメントする」、「化学物質も全体のひとつとして進める」との考え方により、同協会において管内企業と協同で作成した化学物質管理事例について、実施率を高めるための切削加工編、危険源が都度違う業種編（代表業種：建設業、電気事業、ガス事業）、洗浄清掃編、火災防止編が図表等によりわかりやすく紹介されました。



講師 宮崎氏



講師 柵木氏



受講の様子

技能講習等講習会予定表

	月	学 科		実 技				
		日	会 場	日	会 場			
フォークリフト (31Hコース) 技能講習 運転	8月	4	とよはし産業人材センター	5.6.7	とよはし産業人材センター			
		18	ポーラ名古屋ビル	19.20.21	日鉄ビジネスサービス	22.25.26	日鉄ビジネスサービス	20.21.22 アイシン教育センター
	9月	1	日鉄ビジネスサービス	2.3.4	日鉄ビジネスサービス	5.8.9	日鉄ビジネスサービス	
		5	トヨタ教育センター	6.7.8	トヨタ教育センター	13.14.15	トヨタ教育センター	
		9	日鉄ビジネスサービス	10.11.12	日鉄ビジネスサービス	16.17.18	日鉄ビジネスサービス	
		22	江南市民文化会館	28.10/5.12	稲葉製作所			
		22	アイシン教育センター	23.24.25	アイシン教育センター			
	10月	29	ポーラ名古屋ビル	30.10/1.2	日鉄ビジネスサービス	10/1.2.3	トヨタL&F 白金	
		3	ポーラ名古屋ビル	7.8.9	日鉄ビジネスサービス	6.7.8	トヨタL&F 白金	10.14.15 トヨタL&F 白金
		8	豊川市文化会館	12.18.19	トピー工業			
		9	日鉄ビジネスサービス	10.14.15	日鉄ビジネスサービス	16.17.20	日鉄ビジネスサービス	
		18	ポーラ名古屋ビル	20.21.22	トヨタL&F 白金	23.24.27	トヨタL&F 白金	21.22.23 日鉄ビジネスサービス
		27	江南市民文化会館	11/29.16	稲葉製作所			

講習会	会場	8月	9月	10月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	27	13	1
	(実) トヨタ教育センター	30	20	4
	(学) ポーラ名古屋ビル			29
	(実) 愛知製鋼(株)			30
	(学) 豊川市文化会館			27
	(実) 日本車輛製造(株)			11/2
酸素欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学) 西尾コンベンションホール		4	
	(実) アイシン金型工機部		6	
	ポーラ名古屋ビル	(学) 4.5	(学) 2.3	(学) 14.15
		(実) 6or7	(実) 4or5	(実) 16or17
		(学) 19.20	(学) 8.9	(学) 20.21
		(実) 21or22	(実) 10or11	(実) 22or23
	トヨタ教育センター	(学) 25.26	(学) 23.24	(学) 28.29
		(実) 27or28	(実) 25or26	(実) 30or31
	とよはし産業人材教育センター		(学) 16.17	
			(実) 18or19	
アイブラザ半田		(学) 1.2		
		(実) 3or4		
有機溶剤 作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	4.5	1.2	1.2
		28.29	14.15	16.17
	豊川市文化会館		25.26	27.28
	アイブラザ豊橋			16.17
特定化学物質 及び 四アルキル鉛等 作業主任者 【学科2日】	トヨタ教育センター	27.28	18.19	
	ポーラ名古屋ビル	7.8	8.9	2.3
		19.20	18.19	14.15
	アイブラザ豊橋	25.26	29.30	30.31
	トヨタ教育センター		11.12	30.31
	とよはし産業人材教育センター		29.30	
アイブラザ半田	28.29			
プレス機械作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		16.17	
乾燥設備作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	5.6	23.24	6.7
	産業技術センター	4.5		
高所作業車 【学科1日 実技1日】	(学) 日本会議室名古屋伏見		19	
	(実) ポリテクセンター名古屋港		24or25or26	
	ポーラ名古屋ビル			11
はい作業主任者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			15or16or17
石綿作業主任者 【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		2.3	28.29
		14.15	12.13	30.10/1
特別教育	(学) SDG	25.26		
	(実) SDG	27or28		
	(学) ポーラ名古屋ビル			18.19
アーフ溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(実) 愛知製鋼			20
	(学) ポーラ名古屋ビル			14.15
	(実) 大同特殊鋼			20

講習会	会場	8月	9月	10月	
テールゲートリフター特別教育 【学科・実技1日】	アイシン教育センター			21	
自由研削といし取替・試 運転【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	1	1	24	
機械研削といし取替 試運転 【学科1日 実技0.5日】	トヨタ教育センター		22	20 21or22	
産業用ロボット (検査・教示) 【学科2日 実技1日】	(学) ポーラ名古屋ビル	25.26		6.7	
	(実) 三菱電機	27or28or29		8or9or10	
			8.9	20.21	
			10or11or12	22or23or24	
	(学) エイジエック		16.17		
	(実) エイジエック		18or19or22		
		29.30			
		10/1or2or3			
(学) トヨタ教育センター		4.5			
(実) トヨタ教育センター		6or7or8			
粉じん【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	29		10	
低圧電気 【学科1日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル	(学) 18	(学) 3	(学) 20	
		(実) 19or20	(実) 4or5	(実) 21or22	
電気自動車等整備業務 【学科・実技1日】	名鉄自動車専門学校	6			
		26			
フルハーネス(6H) 【学科・実技1日】	ポーラ名古屋ビル	1	22	24	
		4		27	
能力向上等	安全衛生推進者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		16.17	
	アイブラザ豊橋			9.10	
	衛生推進者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル		12	
	安全管理者選任時【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		14.15	
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	ポーラ名古屋ビル		8.9	
		ポーラ名古屋ビル		10or11or12	
	SDG(株)			6.7.8	
	マスクフィットテスト【学科1日】	名古屋市公会堂	27		
	建築物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		18.19	9.10
	工作物石綿調査者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル	21.22	29.30	20.21
化学物質管理者【学科2日】	ポーラ名古屋ビル		23.24		
化学物質管理者【学科1日】	ポーラ名古屋ビル	29		8	
衛生管理者(一種)【学科4日】	ポーラ名古屋ビル		16.17.18.19		
エックス線作業主任者【学科4日】	ポーラ名古屋ビル			6.7.8.9	
潜水士【学科2日】	ポーラ名古屋ビル			2.3	

日付の■の表示は、土・日・祝日です。

研修などの名称	8月	9月	10月
労働法の基礎を分かりやすく学ぶ 無料セミナー	4 豊田商工会議所	16 アイブラザ半田	16 アイブラザ一宮
改正育児・介護休業法への対応 セミナー	1 ウイングあいち		
【転倒】「墜落・転落」「腰痛」 事故防止セミナー	20 ウイングあいち		
10の労働トラブル防止無料セミナー	26 中日ホール& カンファレンス		
若手・Z世代のメンタルヘルスクア		1 名古屋市中区企業振興会館	
産業保健ラウンドテーブル		25 ウイングあいち	
リスクアセスメント セミナー+ラウンドテーブル		30 岡谷鋼機名古屋公会堂	
従業員の健康確保・両立支援等 に向けた事例発表 ～健康診断と事後措置等～			8 ウイングあいち

フォークリフト外国語コース ポルトガル語講座 中国語講座 ベトナム語講座 インドネシア語講座	学科【2日】	9/13.14	実技【3日】	9/15.16.17
		ポーラ名古屋ビル		トヨタL&F 白金オフィス
ガス溶接外国語コース 中国語講座 ベトナム語講座	学科【2日】	8/30.31	実技【1日】	9/1
		ポーラ名古屋ビル		トヨタ教育センター
ガス溶接外国語コース ベトナム語講座	学科【2日】	10/10.11	実技【1日】	10/12
		ポーラ名古屋ビル		トヨタ教育センター